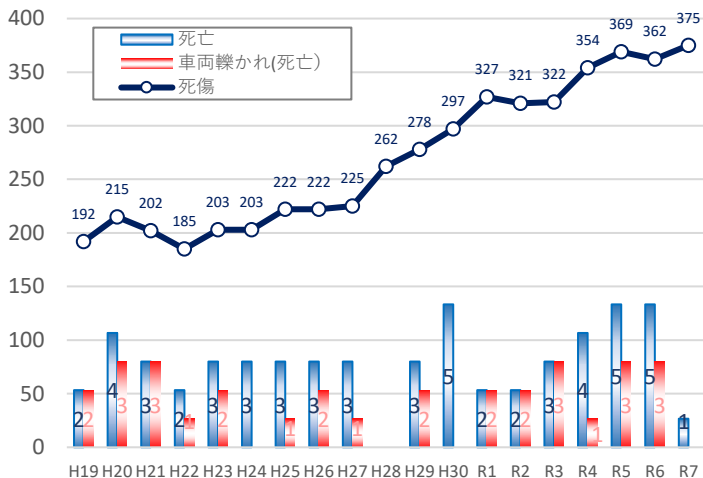


警備業務中の車両との接触を防ぎましょう ～死亡災害の撲滅～

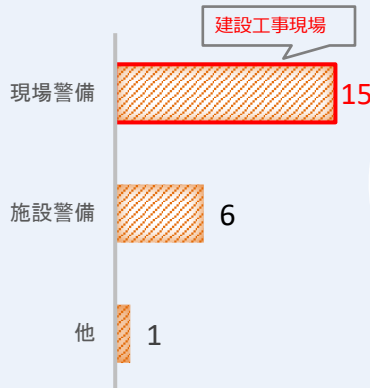
警備業における労働災害発生状況



【死亡災害の業態と事故の型】

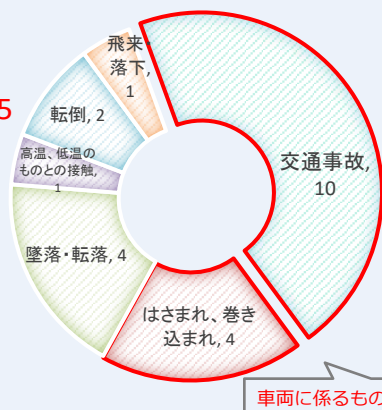
死亡災害の業態

(R1～R7)



死亡災害の事故の型

(R1～R7)



警備業務の死亡災害事例

発生	職種	事故の型	発生状況
	年齢・経験年数	起因物	
R6	建設現場誘導員	交通事故	片側交互通行規制の誘導中、対向車線の最後尾の車が通過したことを確認し、待機車1台を発進させ持ち場を移動中、枝道から前進してきた軽トラックと接触して被災したもの。
	60歳代、5～10年未満	トラック	
R6	警備員	交通事故	道路上規制帯内での工事現場の警備業務に従事していた被災者が、当該工事現場の当日の作業及び片付けがほぼ終了し、被災者も引き上げようと規制帯内を歩いて移動していたところ、車両誘導に従わずに侵入してきたバイクに後方から追突されたもの。
	10歳代、1年未満	乗用車、バス、バイク	
R6	警備員	交通事故	片側2車線道路の1車線の路面補修工事を終え、車両規制帯の撤去作業中、一般車両の誘導業務を行っていた警備員が、規制帯内を後進してきたトラックに轢かれたもの。
	50歳代、1年未満	トラック	
R5	警備員	交通事故	被災者が交通規制帯の解除のために車両から降車したところ、4tトラックが交通規制帯に侵入して車両に追突し、車両と橋脚の防護柵の間に挟まれたもの。
	50歳代、5～10年未満	トラック	
R4	警備員	交通事故	被災者が工事現場の車両誘導業務において、現場内にあった2台の車両を退出させ、その箇所にトレーラーを搬入させた後、一旦場外に退出させた車両が駐車箇所に向かうと公道上を後退してきたところ、背後から轢かれたもの。
	60歳代、20～30年未満	トラック	

車両誘導による災害防止対策の徹底

① 作業計画段階におけるRA実施と計画周知！



② 作業指揮者の配置や車両との接触防止！



③ 車両の誘導に関する安全教育実施！



④ 元請事業者との連携強化！



具体的には裏面をチェック

2023年度
～2027年度

第14次東京労働局労働災害防止計画推進中

～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

交通誘導警備業務の労働災害防止チェック項目

☑ 警備計画とその周知

- 事前調査の適切な実施と警備員の適正配置計画
- 警備計画書等に基づき、警備業務の範囲を十分に把握させる



Point

元請事業者との連携を強化しましょう

☑ 誘導位置の選定



- 他の車両等から警備員の姿がよく見える位置を選定する。
- 警備員の後方に明るい光源があるような場所に位置しない。
- 車両の入場情報、駐停車場所、接触防止措置等を確認する。

☑ 保護帽等の着用

- 保護帽を着用させる。
- 夜間の場合には、夜光性又は反射機能のある安全ベスト及び照度の十分な誘導灯を使用させる。



LED内蔵反射
チョッキ



Point

安全衛生教育を徹底しましょう

☑ 装備品、保安用資機材の準備、周知

- 正しい装着方法、使用方法などの知識・技術を習得させる。



☑ 特殊車両等の運転特性等の周知

- 特殊車両の運転特性をあらかじめ周知する。



☑ 後進車両の誘導



- 運転者の死角に入らないようにし、音声又は警笛を使用して誘導すること。

元請事業者、作業場所管理事業者の皆さまへ

同じ場所で作業を行う全ての「作業従事者」の安全対策

自社の労働者や請負人の労働者に加え、同じ場所で作業を行う労働者以外の作業従事者など、雇用関係の有無を問わず、現場で作業に従事する全ての人に対して、一定の措置が義務付けられます。（労働者以外の作業従事者の例：一人親方、他社の作業員、資材搬入業者、**警備員**等）

※作業従事者：事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者



詳細は
コチラ→



元方事業者等への措置義務拡大 (R8.4.1施行)

(特定)元方事業者が実施する統括管理、機械等貸与者及び建築物等貸与者の講ずべき措置の対象を、**作業従事者**に拡大

作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け (R9.4.1施行)

管理する場所において、混在作業による労働災害を防止するため、**危険・有害な業務を行う場合に、作業間の連絡調整等を義務化**

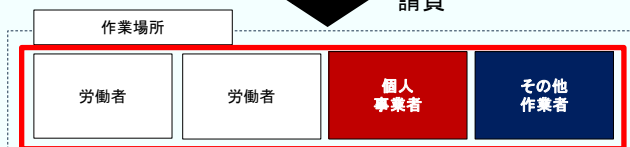


業種問わず、混在作業を行う作業従事者が対象



注文者

請負



「労働者」を「作業従事者」に置き換え、個人事業者等が含まれることを明確化

＜作業場所管理事業者＞
仕事を自ら行う事業者で、当該仕事を行う場所を管理するもの
＜危険有害な業務＞
作業主任者や作業指揮者の選任が必要な業務
就業制限、特別教育業務
貨物自動車を用いた荷役業務、法定検査、補修の業務

混在作業による労働災害防止のため、警備員の安全対策、連絡調整等を実施しましょう！